

令和4年度
学校栄養職員登録者募集要項

大阪市教育委員会事務局
教務部教職員人事担当

大阪市教育委員会では、大阪市立の小学校、中学校、義務教育学校に勤務する栄養教諭のうち、年度途中での退職などの欠員が生じた場合に、勤務いただく学校栄養職員（臨時的任用職員、育児休業や配偶者同行休業の代替の場合は、任期付採用）の事前登録者を募集します。

登録を希望される場合は、募集要項をよくお読みになったうえで、必要書類を教育委員会事務局教務部教職員人事担当まで提出してください。

代替として勤務いただく必要が出た場合に、登録いただいた方の中から、書類及び面接等により選考のうえ学校栄養職員として採用します。

※登録されたすべての方が必ず採用されるわけではありませんので、ご注意ください。

1 募集職種、業務内容及び必要資格

【募集職種】 学校栄養職員

【業務内容】 給食管理や食に関する指導の補佐など、栄養に係る業務全般

【必要資格】 栄養士（管理栄養士含む）免許を有する方

2 任用資格

(1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

(2) 令和4年4月1日現在、満18歳以上の者

〈地方公務員法（抜粋）〉

[欠格事項]

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 任用開始日及び期間

【任用開始日】

令和4年4月1日～令和5年3月31日までの期間内で、必要が生じた場合

【任用期間】

・ 臨時的任用職員の場合

任用開始日より6ヶ月以内

※ただし、6ヶ月を限度に期間を延長する場合があります。

※本務者の産前産後休暇の期間については、「臨時的任用職員」として任用を開始し、育児休業期間の開始日より「任期付職員」に任用を切り替えることがあります。

・ 任期付職員の場合

1年以内

※本務職員が育児休業等から復職した場合、臨時的任用職員又は任期付職員の任用期間が短縮される場合があります。

4 勤務地

大阪市立の小学校、中学校、義務教育学校

5 給与等

(1) 月額189,196円（令和3年12月時点。（地域手当（給料月額16%）を含む）

※医療職給料表（二）が適用されます。

※採用時には変更される可能性があります。また、前歴などがある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、児童手当、通勤手当、期末・勤勉手当、退職手当などがあります。

(3) 支給日

原則当月17日に支給

※ただし、支給日が休日に該当する場合はこの限りではない。

6 勤務条件等

(1) 勤務時間

週あたり38時間45分（1日あたり7時間45分）

原則として、月曜日から金曜日 8時30分から17時00分（うち休憩時間45分）

(2) 休日

毎週土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

(3) 時間外勤務

あり

(4) 休暇

① 年次有給休暇

1年につき20日。1年未満の場合は、任用の期間によって按分付与されます。

② その他の休暇

夏季休暇・忌引休暇・結婚休暇・妊娠障害休暇・産前産後休暇・子の看護休暇 等

7 社会保険等

【令和4年4月1日から令和4年9月30日まで】

任用初日から公立学校共済組合の組合員となり、共済組合の健康保険及び年金制度が適用されます。

【令和4年10月1日から】

・ 臨時的任用職員

任用期間が2月を越える場合は、任用初日より健康保険は共済組合、年金制度は厚生年金が適用されます。

※任用期間が2月以下の場合は、非加入となります。

・ 任期付職員

任用期間が2月を越える場合は、任用初日より共済組合の健康保険及び年金制度が適用されます。

※任用期間が2月以下の場合は、非加入となります。

※当初の任用期間が2月以下で非加入の方についても、継続発令により当初からの任用期間が2月を越えたときに、任用当初に遡って社会保険加入となる場合があります。
(社会保険料が任用当初に遡って徴収されます。)

(注) 年金を受給している方については、支給される年金額が大幅に減額となる場合があります。詳しくは、公立学校共済組合 年金グループにお問い合わせください。

電話：06-6941-2864（直通）

8 服務

地方公務員法の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業への従事等の制限等）が適用されます。

9 登録申込み方法

(1) 申込みの方法

次の提出書類をダウンロードしたものに必要事項を全て記入し、封筒の表に「**学校栄養職員登録希望**」と**朱書し**、大阪市教育委員会事務局教務部教職員人事担当（12 登録申込みと問合わせ先）へ提出してください。

〔提出書類〕

「学校栄養職員登録申込書」・・・1通

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※提出書類は一切お返しいたしません。

※申込書に記載の個人情報、学校栄養職員採用関係事務以外の使用はいたしません。

※持参される場合は、月～金曜日（土・日・祝日除く）の午前9時15分～午後0時、または午後1時～午後5時までにご提出ください。

〔提出期限〕

令和4年4月1日（金）からの採用を希望される場合は、1月下旬～2月上旬頃に一斉面接を実施しますので、令和4年1月12日（水）までに提出してください。令和4年1月13日（木）以降も随時受付していますが、登録者数が令和4年4月1日（金）採用予定者数を超えた場合は、令和4年4月2日（土）以降の採用となります。

(2) 学校栄養職員登録者名簿への登録

申込書受領後、教育委員会事務局にて面接を行い、合格の場合は学校栄養職員登録者名簿に登録します。名簿の中から必要に応じて登録者へ連絡し、採用予定校にて面接後、採用を決定しますので、登録された方が必ず採用されるわけではありません。

※任用資格に満たさない者及び申込みの内容及び提出書類等に虚偽があることが認められた場合は、名簿登録をいたしません。

(3) 登録名簿の有効期間

登録名簿の有効期間は令和5年3月31日までとなります。なお、有効期間後、再度登録を希望される方は、次回以降の募集の際に改めて登録してください。

(4) 登録の取消・変更・失効

他に就職が決定した等で登録を取り消される場合や住所や連絡先が変更される場合は、必ず教育委員会事務局教務部教職員人事担当へご連絡ください。

※登録後任用資格を満たさないことが判明した場合には、登録を取り消します。

10 登録後の面接等の連絡

面接の日程や選考会場等に関する連絡は、任用する時期に合わせて、申込書記載の連絡先に行います。

※登録していただいても、登録期間中(~令和5年3月31日)に全ての方に連絡があるわけではありませんので、ご了承ください。

11 選考の方法

書類審査や面接等により採用を決定します。

選考結果は受験者本人あてに通知します。

(なお、採用時に健康診断を受けていただきます。)

12 登録申込みと問合せ先

大阪市教育委員会事務局教務部教職員人事担当

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所（本庁）3階

電話：06-6208-9122 FAX：06-6202-7053

登録から採用までの流れ

